

# 県外へ里帰りして、妊婦健診・産後健康診査を受ける方へ 健康診査の費用を一部助成します



倉吉市で発行する妊婦一般健康診査受診票は、鳥取県内の医療機関と島根県、岡山県の一部の医療機関、産後健康診査受診票は鳥取県内の医療機関・助産所しか使用できません。

そこで、里帰り等の理由により県外で健診を受診された方に、その費用の一部を助成します。公費負担上限額を超えた額は、自己負担となります。

## 対象となる方

倉吉市に住所を有する妊婦で、倉吉市が委託契約を行っていない医療機関において、令和3年4月1日以降に妊婦一般健康診査、産後健康診査を受けられた方。

## 受診について

- (1) 健康診査を受診される時は、受診時期の目安に従って、倉吉市より交付している受診票を医療機関に提出し、受診結果の記入を受けて下さい。受診票は、助成金の申請の際に提出していただきます。
- (2) 健康診査に要した費用は、直接医療機関に支払い領収書をもって下さい。

## 助成金額

健康診査の助成金額の上限については、検査の内容によって異なります。公費負担額を超える額は、自己負担となります。また、保険診療分は助成いたしません。

## 申請の方法

助成金の申請は、出生届提出後3か月以内に、次の書類を返信用封筒で送付していただくか、子ども家庭課までご持参下さい。助成金は、申請された口座に振り込みます。

- (1) 妊婦一般健康診査及び産後健康診査助成金交付請求書
- (2) 受診結果が記入された受診票（手元に残っている受診票も全てご提出ください。）
- (3) 医療機関の発行する領収書・明細書の写し
- (4) 申請者名義の通帳の写し（必ず口座番号、支店名、名義人氏名が明記されていることをご確認ください。）、印鑑
- (5) 母子健康手帳『妊娠中の経過（P.8～10、P15）』の写し
- (6) 【産後健康診査の助成金を請求される場合】産後質問票の結果（市町村送付用）

## 注意事項

※郵送で申請される場合、書類の原本は送付しないでください。写しを送ってください。

※詳細確認のため、子ども家庭課から医療機関に問い合わせをさせていただく場合があります。

### 【申請窓口・お問合せ先】

倉吉市堺町二丁目253番地1（第2庁舎）

倉吉市役所 子ども家庭課 すこやか支援係

電話（0858）27-0031 / 午前8時30分～午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は閉庁します